

不適切な産業廃棄物処理施設に対する是正指導の強化について

○四十五番（平井 一三君）登壇 自民党県議団の平井一三です。通告に従いまして、不適切な産業廃棄物処理施設に対する是正指導の強化について質問をいたします。

一般廃棄物処理施設も産業廃棄物処理施設も我々が快適に生活し、経済活動を支えていく上では必要不可欠な施設であります。一般廃棄物は自治体が処理を行っているのに対し、産業廃棄物の処理に関しては、佐賀県や神奈川県を初め幾つかの自治体が第三セクター方式を採用しているものの、そのほとんどは民間の事業者委ねられております。産業廃棄物処理業者の多くは、法や制度を遵守しながら適正処理に努めており、業界団体においても、処理技術の研さん、講習会の開催、積極的な情報公開などを行い、産業廃棄物の適正処理を通じて地域の環境保全に取り組んでいると聞いております。規格に適合する処理施設を設けること、適切な収集運搬、適切な処理を行うことは当たり前のことであります。

しかし、一部の事業者においては、不適切な処理を行い、再三にわたる是正指導を受けながらも放置し、その結果、処理場の許可が取り消され、いつの間にか経営破綻に至るといったケースが幾つも見られます。そして、経営破綻した後は、十分な管理が行われず、処理施設が不安定な状態のままになっている施設が幾つもあります。法を守らず、指導に従わない業者が存在することは、住民に不安を与え、廃棄物行政に対する不信感を抱く大きな要因となっております。我々の生活や経済活動において本当に必要な処理施設であっても、住民の方が反対せざるを得ない、このような状況になるのはいたし方がないと思わざるを得ないのではないかと感じております。私の住む筑紫野市でも、これまで幾つかの処理施設で不適切な処理が指摘され、是正指導が行われたにもかかわらず、依然として改善の見通しが立たない状態の施設があります。そこで、不適切な処理を行っている業者を許さない、不正は迅速に是正させる、経営破綻でうやむやにさせないとの思いで、不適切な産業廃棄物処理施設に対する是正指導の強化を目的に、今回の質問をいたします。

まず初めに、県内の不適切な産業廃棄物処理施設に対する指導、改善命令、

許可取り消し等の発生状況並びに事業者の対応とその改善の状況はどうなっているのかをお聞きいたします。適正な処理を行っている業者と不適正な処理を行っている業者には、経営に対する姿勢に大きな違いがあると思っております。これまでに、県もいろいろな問題に取り組んでこられた中で、このようなことを許可に反映させる、そのような仕組みづくりが必要であろうと考えますが、いかがでしょうか。

次に、監視指導体制についてお聞きをいたします。施設の規模に応じて、許可が必要な施設と必要のない処理施設がありますが、操業開始後の県の監視指導内容に差異はあるのでしょうか。住民からの苦情は、濁水の流出や悪臭の発生、不法投棄など、身近な生活環境、自然環境に関するもので、施設の大小にかかわらず、適切な監視指導を行ってもらうことを住民は望んでおります。このような要望に応えることができる県の監視指導体制は十分に整っているのかをお聞きいたします。

次に、私の住む筑紫野市が抱える産業廃棄物処理問題に関して、二点質問をいたします。

まず一つ目は、筑紫野市の山神ダム上流域の産業廃棄物処分場に関してでございますが、ここは受け入れたものの、処理が終了していない廃塗料等の廃棄物がいまだに多く残されたままになっています。全体で四千五百トンあったと聞いております。そのうち、流出のおそれのある廃塗料については、約五百トンあったものを十一年かけて五十七トン持ち出し処分を行ったと聞いております。しかし、このペースですと、今後八十年以上が必要になるということでございますが、なぜこのような状況に至ったのでしょうか。また、今後の対応策はどのように考えているのかをお聞きいたします。

二つ目は、汚泥の処理を行っていた山家の施設に関してですが、この施設は濁水の流出や異臭を発生させていたことから、県からも、たび重なる指導が行われてきました。しかし、一向に改善がなされず今日に至り、最終的に事業の継続が難しくなり、倒産に近い状況になったと聞いております。その結果、施設の後処理が難しく、放置された状況になっているようですが、このような状況に至った原因と今後の対応策をどのように考えているのかをお聞きいたします。

次に、法や制度についてお聞きをいたします。県内各所で産業廃棄物問題が発生し、県の保健所や担当職員は大変苦勞をされております。県のたび重なる指導にもかかわらず、このような状況に至っているのは、根本的な法や制度に問題があるのではないかと考えられます。もっと早く、さらに強い是正指導で、企業の資力があるうちに是正処理を完了させることができる法や制度の整備が必要であります。住民の不安を払拭するためにも、定められた当たり前のことを、きちんと履行する、このような環境をつくっていくことが重要であります。法や制度の活用や整備に向けた県の考えをお聞きいたします。

以上述べたような産業廃棄物処理に関する問題や課題は、抜本的な解決がなされないまま、現在まで積み残されております。これは現在の法律や制度が産業廃棄物処理を取り巻く社会環境に対して十分に機能していないことが原因であると考えております。したがって、国に対しても、法の整備や制度の改善に関して、積極的に働きかけていく必要があると考えられますが、これまでの状況や今後の取り組みについてお聞きをいたします。

産業廃棄物問題は何十年たってもなくなりませんし、いまだに多くの住民の方が苦しんでおります。不適切な業者をなくし、万一問題が発生したときには迅速な是正を行わせる、このことを住民は望んでおります。産業廃棄物問題解決に向けた思いは、知事も同様であると思っております。これからいただく知事の答弁の内容で今後進めていただければ、数年後には産業廃棄物に関する問題をなくすことができる、そのような内容であると思っておりますので、再質問も要望も行うつもりはありません。とにかく実績として、今後しっかり示していただく、このことを申し上げて、質問を終わります。（拍手）

○知事（小川 洋君）登壇 お答えを申し上げます。

県内の産業廃棄物処理施設に対する指導、行政処分の状況でございます。県におきましては、不適正処理を行っております処理事業者に対しましては、文書指導を行い、これに従わない場合には改善命令、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある場合には措置命令を発出をいたしております。また、これらの命令を履行しない処理業者や欠格要件に該当する処理業者は許可取り消し処分の対象といたしております。文書指導件数でございますが、平成二十三年度から五年間で六十四件、行政処分は、改善命令二件、措置命令一件、許可取り

消し五件とそれぞれなっております。文書指導を行いました処理事業者に對しまして、改善計画書の提出を求め、改善指導を行ってきておりまして、このうち五十二件については改善をされております。また、改善命令や措置命令を發出した事業者に対しましては、その命令の履行を強く求めているところであります。

産業廃棄物処理業者の処理や県の指導実績を許可に反映する仕組みについてお尋ねがございました。産業廃棄物処分業の許可の更新に当たりましては、許可期限の六カ月前の事業場への立ち入りや安定型最終処分場の掘削調査を実施いたしまして処理状況を確認した上で、許可を行っております。さらに、それまでの指導状況を踏まえ、必要な場合には、保管量の上限、排水基準の設定など生活環境の保全にかかわる条件を許可に付しているところであります。また、これまでの処理実績におきまして、事業の透明性、また環境配慮への取り組みなど優良認定にかかわる基準に適合する事業者につきましては、優良産廃処理業者としてその認定を行い、通常五年の許可の期間を七年といたしているところであります。

次に、産業廃棄物処理施設の監視指導でございます。県におきましては、産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設を対象にいたしまして、施設の大小にかかわらず、定期的に立入検査を実施し、監視指導を行っております。また、過去に不適正処理が確認された施設につきましては、重点施設といたしまして、立入検査の頻度を高め、監視指導を強化してきております。

次に、監視指導体制でございますが、平成二十一年度から、専門性と機動力を強化をし、不適正処理事案に的確に対応していくため、監視指導を行う機能を六カ所の保健福祉環境事務所に集約をいたしまして、新たに環境指導課を設置するなど、その体制整備にも努めてまいりました。さらに、二十五年度には、長期間問題が解決していない事案に対応するため、監視指導課内に廃棄物適正処理推進室を設置いたしまして、二十七年度、昨年度には、廃棄物対策専門監を配置するなど本庁の機能強化をし、県民の皆さんの安全、安心の確保に努めているところであります。

次に、山神ダム上流域の産業廃棄物処分場についてお尋ねがございました。この業者は、県から平成十七年に許可を取り消された後、受託をしておりました廃棄物を他の処理事業者に委託して処理をしなければならなくなっております。その処理に多額の費用を要することから、現在も未処理の廃棄物が残っております。これらの廃棄物につきましては、適正処理をするように指導し、少量ずつではございますが、毎月処理をさせてまいりました。特に、廃塗料は、容器の腐食によりまして万が一にも流出することがないように、その詰めかえ措置を実施させるとともに、一昨年度からは処理量を倍増させております。今後

につきましては、できるだけ早期にその処理が終了するよう、さらなる処理量の増加について指導を強化してまいります。

次に、筑紫野市の中間処理施設における汚泥の放置、この問題についてでございます。施設の稼働開始後、産業廃棄物の受け入れが予定どおりに進まず、資金繰りの悪化によりまして、施設の維持管理が十分に行われなかったことがこの原因であると考えております。この処理業者につきましては、汚泥の飛散、流出や悪臭の発生など生活環境保全上の支障のおそれを除去するために、本年四月、措置命令を発出し、その後、催告書を発出したしておりますが、現在も措置の着手に至っていないという状況でございます。このため、命令を履行するよう引き続き強く求めてまいります。

不適正処理の防止に向けた法や制度の活用、整備に係る県の考え方でございます。県では、廃棄物処理法の厳格な運用に努めるとともに、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例におきまして、五年ごとの処理業の許可申請時に必要な経理的基礎にかかわる資料を許可後二年半以内に提出させる規定や、行政処分を行った処理業者名を公表する規定を設けるなど、その適正処理の強化に努めてきております。さらに、不適正処理の早期発見、早期是正を図るため、二十五年度からは、安定型最終処分場の定期掘削調査を、これは全国に先駆けて制度化をいたしまして、実施をしてきております。また、今年度から、不適正処理が疑われる中間処理業者を中心に、排出事業者、上流の部分から最終処分業者まで処理ルート全体を対象とした一斉立入検査を重点的に実施する仕組みの導入をいたすことといたしております。今後とも、法や条例に基づく権限を最大限活用するとともに、県独自の取り組みを着実に実施することによりまして、不適正処理を見逃さない監視指導体制を構築して、さらなる適正処理の確保に努めてまいります。

法整備や制度改善にかかわる国に対する働きかけでございます。これまで本県におきましては、適正処理を推進するため、主要都道府県産業廃棄物担当課長会議の場を活用いたしまして、立入検査権限の強化、過剰保管防止のための中間処理後の産業廃棄物に係る保管の基準の設定について、国に対し要望してまいりました。さらに、本県独自に、安定型最終処分場につきましては、その安全性を確保し、生活環境を保全するため、構造基準の見直し、強化、そして埋め立て廃棄物の種類の見直しを行うよう要望してきているところであります。今後も、廃棄物の適正処理を確保していくため、法改正や制度の改善が必要な事項につきましては、引き続き積極的に国に働きかけをしてまいります。